

能発 0428 第 8 号
平成 28 年 4 月 28 日

熊本県知事 殿

厚生労働省職業能力開発局長

平成 28 年熊本地震への対応について（職業能力開発関係）

平成 28 年熊本地震による被災者等に対する対応として、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏無きようご配慮下さい。なお、本件写しについては、熊本労働局長あて通知していることを申し添えます。

記

- 1 仮設住宅用敷地等としての独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設の提供
被災地域及びその周辺地域の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設について、仮設住宅用敷地等として提供するよう、平成 28 年 4 月 28 日付能発 0428 第 9 号「平成 28 年熊本地震への対応について（職業能力開発関係）」により、同機構理事長あて通知したので、提供を希望する場合には、同通知の別添に掲げる連絡先まで連絡されたいこと。
- 2 職業転換給付金制度の適用について
別途「平成 28 年熊本地震に係る離職者に対する職業転換給付金制度の適用等について」（平成 28 年 4 月 21 日付職発 0421 第 2 号・能発 0421 第 2 号）で通知されているとおり、被災により離職を余儀なくされた方や、内定を取り消された方が公共職業訓練等を受講する場合、受講期間中の生活支援である訓練手当を支給すること。
- 3 認定訓練助成事業費補助金の特例措置について
認定訓練助成事業費補助金の特例措置として、平成 28 年度に実施されている認定職業訓練に係る運営費については、被災により訓練が中止又は中断された場合であっても、当該訓練に既に要した経費は補助の対象とすること。

4 公共職業訓練の取扱いについて

(1) 施設内の職業訓練の取扱いについて

① 職業訓練の継続の判断

熊本地震に伴い被災した公共職業能力開発施設内において実施している離職者訓練及び学卒者訓練の継続については、施設の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこと。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、このうち離職者訓練については、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、被災に伴って職業訓練を受講することができない場合、「職業訓練の運用について（平成 24 年 3 月 30 日能発 0330 第 18 号）」別添「職業訓練運用要領」に定める修了要件における疾病その他やむを得ない事由として取扱うものとし、訓練生の受けた訓練期間が予め定めた学科及び実技の訓練期間のそれぞれ 80%に相当する時間以上であり、かつ訓練生の保有する技能及び知識が修了に値するものと認められる場合は、補講等を実施せずとも、当該訓練を修了したものとして扱って差し支えないものとする。

なお、やむを得ず訓練を中止するとした訓練科のうち、平成 28 年 4 月末日までに訓練が終了する予定の訓練科の訓練生については、概ね訓練期間を終了していることから、訓練生の受けた訓練期間が平成 28 年 4 月 14 日の地震発生時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ 80%に相当する時間以上であれば、上記と同様に取り扱うことができるものとする。

ただし、職業訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、職業訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(2) 離職者訓練のうち委託訓練の取扱いについて

① 職業訓練の継続の判断

熊本地震に伴い被災した民間教育訓練機関等において実施している委

託訓練の継続については、民間教育訓練機関等の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこととする。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、委託訓練の契約期間が変更となる場合があるとともに、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

また、委託訓練期間の変更を行った場合でも、訓練総時間が増えるものではないことから、委託額は変更にはならないこと。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、上記（１）②と同様に取り扱うこと。

（３） 離職者訓練のうち障害者の態様に応じた多様な委託訓練の取扱いについて

（２）と同様に取り扱うこと。

能発 0428 第 9 号
平成 28 年 4 月 28 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業能力開発局長
(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震への対応について（職業能力開発関係）

平成 28 年熊本地震による被災者等に対する対応として、下記について御了知いただくとともに、実施等について遺漏無きようご配慮下さい。

なお、本件写しについては、熊本県知事、熊本労働局長あて通知していることを申し添えます。

記

1 仮設住宅用敷地等としての独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設の提供

被災地域及びその周辺地域の公共職業能力開発施設（別添参照）について、地方公共団体等からの要請があった場合には、仮設住宅用敷地等として提供されたいこと。

2 公共職業訓練の取扱いについて

(1) 施設内の職業訓練の取扱いについて

① 職業訓練の継続の判断

熊本地震に伴い被災した公共職業能力開発施設内において実施している離職者訓練及び学卒者訓練の継続については、施設の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこと。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、このうち離職者訓練については、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、被災に伴って職業訓練を受講することができない場合、「職業訓練の運用について（平成24年3月30日能発0330第18号）」別添「職業訓練運用要領」に定める修了要件における疾病その他やむを得ない事由として取扱うものとし、訓練生の受けた訓練期間が予め定めた学科及び実技の訓練期間のそれぞれ80%に相当する時間以上であり、かつ訓練生の保有する技能及び知識が修了に値するものと認められる場合は、補講等を実施せずとも、当該訓練を修了したものとして扱って差し支えないものとする。

なお、やむを得ず訓練を中止するとした訓練科のうち、平成28年4月末日までに訓練が終了する予定の訓練科の訓練生については、概ね訓練期間を終了していることから、訓練生の受けた訓練期間が平成28年4月14日の地震発生時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%に相当する時間以上であれば、上記と同様に取り扱うことができるものとする。

ただし、職業訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、職業訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(2) 離職者訓練のうち委託訓練の取扱いについて

① 職業訓練の継続の判断

熊本地震に伴い被災した民間教育訓練機関等において実施している委託訓練の継続については、民間教育訓練機関等の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこと。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、委託訓練の契約期間が変更となる場合があるとともに、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

また、委託訓練期間の変更を行った場合でも、訓練総時間が増えるものではないことから、委託額は変更にはならないこと。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、上記(1)②と同様に取り扱うこと。

3 求職者支援訓練の取扱いについて

(1) 求職者支援訓練の継続の判断

熊本地震に伴い被災した訓練施設内において実施している求職者支援訓

練の継続については、施設の被災状況や訓練予定期間内における求職者支援訓練の修了可能性等を考慮し、実施主体が判断を行うこととする。

その際、訓練期間中の振り替え等が困難な場合は、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、支援指示の期間の変更を行う必要があるため、実施主体において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部及び都道府県労働局職業安定部と調整を行うものとする。

(2) 求職者支援訓練の「修了」の判断

やむを得ず訓練を中止するとした訓練科のうち、平成28年4月末日までに訓練が修了する予定の訓練科の受講者については、概ね訓練期間を終了していることから、受講者の受けた訓練期間が平成28年4月14日の地震発生時点において実施済みの訓練時間の80%に相当する時間以上であり、訓練期間中の振り替え等が困難な場合は、振り替え等を実施せずとも修了したものとして取り扱うことができるものとする。

ただし、求職者支援訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、求職者支援訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(別添)

仮設住宅用敷地等として提供する職業能力開発施設の概要

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

都道府県	施設名	住所	使用可能施設
鹿児島県	九州職業能力開発大学校 附属川内職業能力開発短期大学校 電話 0996-22-2121	鹿児島県薩摩川内市高城町2526	グラウンド

※ 機構本部(千葉県千葉市美浜区若葉三丁目1番地2)
電話 043-213-7004

能発 0428 第 10 号
平成 28 年 4 月 28 日

熊本労働局長 殿

厚生労働省職業能力開発局長
(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震への対応について（職業能力開発関係）

今般の熊本地震による被災者等に対する対応として、別添 1 のとおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、別添 2 のとおり熊本県知事あて通知したので、貴職においても御了知いただくとともに、下記の事項の実施等について遺漏無きようご配慮願いたい。

記

1 キャリア形成促進助成金の取扱いについて

平成 28 年熊本地震の発生前から事業主が開始していた職業訓練等について、被災により訓練等の修了が困難となった場合であっても、当該訓練等に既に要した経費及び賃金は助成の対象とすること。

2 キャリアアップ助成金（人材育成コース）の取扱いについて

平成 28 年熊本地震の発生前から事業主が開始していた職業訓練等について、被災により訓練の修了が困難となった場合であっても、当該訓練に既に要した経費及び賃金は助成の対象とすること。